

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か、
その翌日)

◇告 示

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出

昭和三十二年鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等

土地改良区の定款の変更の認可

地籍調査の成果の認証

米飯提供業者の登録

土地の用途廃止

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

臨時教育委員会の招集

◆公安告示

道路交通法による聴聞の実施

鳥取県告示第八十一号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所在地 都道府県名 申出の受理の年月日

星野医院 鳥取市川端四丁目三九 全都道府県 昭和四十二年一月十二日

鳥取県告示第八十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 所在地 診療科名 廃止年月日
安達 医院 日野郡日野町黒坂一二 内科、小児科、放射線科 昭和四十一年十二月十九日

鳥取県告示第八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 診療科名 開設者名
 昭和四十二年 越智内科医院 米子市加茂町一 内科 越智 勤
 一月十六日 の九

鳥取県告示第八十四号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十二年鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和四十二年四月中旬

二 募集人員 機能回復訓練生 七名

職業訓練生 十九名

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を昭和四十二年一月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名
 鳥振第二五九号 昭四二、一、一四 米原 穰 鳥取ボーリングセンター内砂丘パレス

称 住 所 営業所の所在地
 鳥取市今町二丁目一五三 鳥取市富安三八〇

鳥取県告示第八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体名	調査年度	認証事業量
羽合町	昭和三十四年度から昭和三十九年度まで	七一八、三七ha
名和町	昭和三十六年度から昭和三十九年度まで	四一六、八四
米子市	昭和三十六年度	二〇八、一七

鳥取県告示第八十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 面 積 用 途

鳥取市田島字向畑田一二八番一地从から一二六番
一地从先まで
平方メートル 二八五・三六 水路敷
一一三番一地从先 四二・五四 道路敷

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則

第一条中「鳥取県立高等学校」の下に「及び米子市立高等学校」を加える。

第二条第一号中「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

米子市立高等学校全日制課程通学区域表
普通科（単独学区）

米子	高等学校等	
	市郡名	町村名
西伯郡	日吉津村	日吉津
米子市		明道、義方、啓成、就将、車尾、福原、住吉、彦名、崎津、和田、大瀬津、弓ヶ浜、成実、日新、巖、春日、加茂

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に米子市立高等学校に在学する者については、第三条の規定にかかわらずその者の住所地の属する学区をもつて、同条の規定による学区とみなす。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 日時 昭和四十二年一月三十日 午前十時三十分
- 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十二年年度予算について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年二月九日、午前九時三十分から

米子市桃町 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|----|-----------------|---------|
| 1 | 西伯郡中山町田中一〇五一の二 | 深 田 太 |
| 2 | 東伯郡東伯町大字三保一三八の四 | 信 組 啓 一 |
| 3 | 西伯郡中山町住吉五一二 | 山 名 良 三 |
| 4 | 東伯郡東伯町大字大杉一三七 | 小 倉 清 |
| 5 | 東伯郡大栄町大字大谷一五一九 | 河 本 義 臣 |
| 6 | 米子市蚊屋二八四の四 | 金 浩 甲 |
| 7 | 米子市福市一三一 | 齊 木 亨 |
| 8 | 米子市車尾四区一二五二 | 吉 田 栄 |
| 9 | 米子市錦町二丁目二二六の二 | 米 村 博 |
| 10 | 米子市旗ヶ崎二区 岩崎方 | 神 庭 了 二 |
| 11 | 米子市東福原八七一の一 | 西 村 邦 夫 |

- | | | |
|----|------------------|---------|
| 12 | 米子市西福原一六八 | 田 辺 博 英 |
| 13 | 米子市西倉吉町三二 | 遠 藤 邦 雄 |
| 14 | 米子市旗ヶ崎一区三 | 野 村 克 也 |
| 15 | 米子市大崎二一〇五 | 小 笹 嘉 弘 |
| 16 | 米子市道笑町三丁目一〇五 | 徳 中 潔 深 |
| 17 | 米子市旗ヶ崎二区六九五 | 橋 本 利 雄 |
| 18 | 米子市愛宕町七五 | 内 藤 芳 昭 |
| 19 | 米子市花園町八五の二 | 酒 井 芳 雄 |
| 20 | 米子市上福原五二四 | 本 田 速 水 |
| 21 | 米子市両三柳二四五〇 | 上 田 哲 夫 |
| 22 | 西伯郡名和町大字東坪二四六四の三 | 山 根 裕 平 |
| 23 | 西伯郡名和町大字加茂二八四 | 野 口 一 己 |
| 24 | 西伯郡会見町天万四二八の五 | 中 本 明 美 |
| 25 | 西伯郡大山町坊領四三七の五 | 森 充 範 |
| 26 | 境港市小篠津町二二五八 | 小 井 田 茂 |
| 27 | 境港市渡町一一六六 | 松 本 裕 治 |
| 28 | 境港市大正町一〇一 | 若 林 速 男 |
| 29 | 境港市東本町九五 | 都 田 信 義 |
| 30 | 境港市相生町一 | 門 脇 真 市 |
| 31 | 境港市佐斐神一二一六 | 井 田 哲 哉 |
| 32 | 境港市上道町四四七 | 門 永 昭 |
| 33 | 日野郡江府町大字小江尾六二一 | 浜 田 永 芳 |
| 34 | 西伯郡岸本町大殿一五八 | 岩 本 安 之 |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕